

Q

高齢者の孤立について

A

支援体制づくりにも努める

松尾 孝彦 議員

質問一 高齢者の自治会未加入の状況について。

二 老老介護の家庭への支援について。

三 地域住民と商店街の連携について。

答弁一（市長） 平成24年4月1

日現在の市全体の自治会加入世帯数は1万8913世帯、加入率は約66%で、約34%の世帯が未加入

である。自治会ごとの年齢別人口を把握していないため、具体的な数字は示せない。

二 市内2か所の地域包括支援センターで、老老介護への支援も含めた日常生活に関わるさまざまな相談に対応している。それぞれの

ニーズを踏まえ、介護保険サービスや給食サービス、生活支援員による見守り訪問など、高齢者福祉



地域の高齢者がふれあう
「笑うひまわりサロン」

サービスの利用につなげている。
三 富士見地区では、地域住民が有償ボランティアとして身近な手助けを行う「わかば助け合い隊」が活動しており、活動のお礼は、地域商店街と連携し、身近な店舗で利用できる「ありがとう券」で支払っている。また、高齢者見守りネットワークの協力機関として、44の店舗の協力による高齢者の見守り、声かけが行われている。
◎その他の質問 公的な支援体制の課題について

Q

地域主権改革一括法への対応

A

地域発展につなげることが重要

五伝木隆幸 議員

質問一 制定の背景と意義は。

二 施行を受けての条例改正や権限移譲について。

三 第1次及び第2次一括法による本市の制定条例数と取り組みは。

四 第3次一括法の内容と影響は。

五 国の条例制定基準とは異なる独自基準への取り組みは。

答弁一（市長） 国と地方の役割分担の明確化の必要性、地域の歴史、文化等の活用による地域の活性化、住民自治の確立に向けた機

運の高まりという背景から国と地方公共団体が対等の関係に転換していくという意義がある。

二 第1次一括法では、41の法律に係る義務付け、枠付けが見直さ



れ、市営住宅条例を改正した。また第2次一括法では、160の法律に係る義務付け、枠付けが見直され、公民館設置条例と図書館条例を改正した。24年度に24事務、25年度に5事務が法令により移譲される。

三 道路構造、公園施設、市営住宅の入居基準など今年度中に11項目について条例で定める。

四 69の法律の義務付け、枠付けの見直しがあり、国会で可決後には新たな条例の制定が必要である。

五 市民を交えての慎重な議論が必要なので、他自治体を参考にしながら、検討していく。